

情報化関連施設における冷房化工事の補助対象範囲

冷房化工事の補助対象となる情報化関連施設の範囲は、情報処理教育装置等のマルチメディア関連装置、又は、コンピュータ制御に係る教育・研究用の装置を備え付けている施設（教室、図書室、実験・実習室、研究室（教育指導を常時実施するものに限る。））とする。